（罰則に関する経過措置）

第三十一条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十三号

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」の下に「及び第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　政府は、前項に定めるもののほか、第三条第一項第四号に該当する鉄道に係る災害復旧事業が、次の各号のいずれにも該当するときは、予算の範囲内で、当該災害復旧事業に要する費用の一部を補助することができる。

一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する激甚災害その他これに準ずる特に大規模の災害として国土交通省令で定めるものに係るものであること。

二　当該災害復旧事業の施行が、民生の安定上必要であること。

三　当該災害復旧事業に要する費用の額が、当該災害復旧事業に係る災害を受けた日の属する事業年度（次号において「基準事業年度」という。）の前事業年度末から遡り一年間における当該鉄道の運輸収入に政令で定める数を乗じて得た額以上であること。

四　基準事業年度の前事業年度末から遡り三年間（基準事業年度の前事業年度末において当該鉄道がその運輸開始後三年を経過していない場合にあつては、当該運輸開始後基準事業年度の前事業年度末までの期間）における各年度に欠損を生じている鉄道に係るものであること。

第十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改める。

第十五条の二中「第八条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同条ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「さかのぼり」を「遡り」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2　改正後の第八条第五項の規定は、鉄道事業者が平成二十八年四月一日からこの法律の施行の日の前日までの間のいずれかの日から施行した災害復旧事業についても、適用する。

（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正）

3　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十四号

美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部を改正する法律

題名中「環境」の下に「並びに海洋環境」を加える。

目次中「第二十一条」を「第二十一条の二」に改める。

第一条中「環境」の下に「並びに海洋環境」を加え、「にかんがみ」を「並びに海岸漂着物等が大規模な自然災害の場合に大量に発生していることに鑑み」に改める。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「不要物」の下に「並びに漂流ごみ等」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　この法律において「漂流ごみ等」とは、我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその他の汚物又は不要物をいう。

第五条中「かんがみ」を「鑑み」に、「すべて」を「全て」に改め、「立って」の下に「、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）その他の関係法律による施策と相まって」を加え、「図られるように」を「図られるよう」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2　海岸漂着物対策は、海域においてマイクロプラスチック（微細なプラスチック類をいう。第十一条の二において同じ。）が海洋環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあること及びその処理が困難であること等に鑑み、海岸漂着物等であるプラスチック類の円滑な処理及び廃プラスチック類の排出の抑制、再生利用等による廃プラスチック類の減量その他その適正な処理が図られるよう十分配慮されたものでなければならない。